

米沢市告示第28号

米沢市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように制定する。

平成23年2月28日

米沢市長 安部 三十郎

米沢市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所等に対し消防団協力事業所表示証を交付し、事業所等の地域への貢献を広く周知するとともに、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための体制の構築に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本市の消防団員を従業員として雇用している事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 本市の消防団の活動を理解し、協力していると市長が認める事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 本市の消防団の活動を理解し、協力していることを証して消防団協力事業所に交付する表示証をいう。
- (4) 消防団長等 米沢市消防団長及び本市の消防団の活動を支援する者をいう。

(交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所の認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、米沢市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請するものとする。

2 消防団長等は、消防団協力事業所の認定及び消防団協力事業所表示証の交付を推薦しようとするときは、当該事業所等の意思を確認の上、市長に推薦するものとする。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、事業所等が次の各号に掲げるいずれかの基準に適合すると認めるときは、当該事業所等を消防団協力事業所に認定し、及び当該事業所等に対し消防団協力事業所表示証を交付

するものとする。

- (1) 本市の消防団員を従業員として雇用していること。
- (2) 勤務時間中に従業員が本市の消防団の活動に参加できる環境を整備していること。
- (3) 災害が発生した場合に、資機材を提供するなどにより本市の消防団の活動に協力することを約していること。
- (4) 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧に資する体制の構築に寄与していると市長が認めること。

(審査)

第5条 市長は、第3条に規定する申請又は推薦があったときは、前条各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(消防団協力事業所表示証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により消防団協力事業所に認定したときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 市長は、消防団協力事業所に認定した事業所等が本市以外の市町村にあるときは、当該消防団協力事業所が所在する市町村の長と協議の上、当該市町村の長と連名で消防団協力事業所表示証を交付することができる。

(消防団協力事業所表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、第9条に規定する表示の有効期間に限り、消防団協力事業所表示証を表示することができる。

- 2 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1) 事業所等の玄関、受付、事務所の壁面等
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター若しくは看板又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により電子計算機その他の電子機器等に表示させる画像若しくは映像

- 3 表示できる消防団協力事業所表示証の様式については、様式第2号のほか、様式第2号の寸法を同率に拡大し、又は縮小したものを使用することができる。

(消防団協力事業所表示証交付整理簿)

第8条 市長は、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等の名称、住所、消

防団協力事業所表示証の有効期間等を米沢市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）に記録するものとする。

（表示の有効期間）

第9条 消防団協力事業所表示証の有効期間は、認定の日から2年又は次条の規定により認定を取り消された日までとする。

2 消防団協力事業所表示証は、表示の効力が失効したときは、表示することができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する日までの間に、当該消防団協力事業所における本市の消防団の活動に協力している状況及び表示の継続の意思を確認した上、消防団協力事業所の認定を更新することができる。この場合において、第3条及び第5条の規定を準用する。

（認定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所の認定を取り消し、消防団協力事業所認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(1) 消防団協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 第4条各号に規定する基準を満たさないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所表示証の認定を受けたとき。

(4) その他消防団協力事業所としての表示が適当でないとき。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を市長に返還しなければならない。

（消防団協力事業所の公表）

第11条 市長は、毎年1回、消防団協力事業所の名称、本市の消防団の活動に協力している状況その他の事項について取りまとめ、市民に公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所表示制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。